

報告第三十一号

専決処分した事件の報告について

平成二十六年三月四日に提起された損害賠償請求控訴事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年九月二十五日

江戸川区長 多田正見

## 別紙

## 一 和解概要

- (一) 被控訴人は、今後とも児童の安全を確保するため指導を継続し、また、水泳指導における事故防止に努めるものとする。
- (二) 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (三) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (四) 訴訟費用は、第一審及び第二審とも、各自の負担とする。

## 二 事件内容

(一) 控訴年月日 平成二十六年三月四日(区收受 三月二十四日)

(二) 当事者 控訴人 江戸川区民

被控訴人 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 区立学校の夏季水泳指導の終了後、プールサイドで転倒して負傷した控訴人が、江戸川区に対して九百八十三万六千五百一十一円の損害賠償を請求した事件の控訴事件であり、第一審で、控訴人の請求には理由がないとして、棄却の判決がなされたため、当該控訴人が、それを不服として控訴したものである。

三区 区指定代理人 特別区人事・厚生事務組合法務部 篠岡祐拳 和泉ゆかり 三島圭太

江戸川区 高濱次郎 飯田常雄

四 訴訟経過 平成二十六年五月十九日、平成二十六年七月十五日 口頭弁論一回 和解期日三回

平成二十六年七月十五日

和解成立